

我妻栄の学問形成過程に関する基礎的考察

七戸，克彦

<https://hdl.handle.net/2324/7363912>

出版情報：Kyushu University, 2024, 博士（法学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：



氏 名	七戸 克彦			
論 文 名	我妻栄の学問形成過程に関する基礎的考察			
論文調査委員	主 査	九州大学	教授	田中 教雄
	副 査	九州大学	教授	小池 泰
	副 査	九州大学	准教授	山口 道弘

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の検討の対象となっている我妻栄は、1897（明治 30）年生まれで、1973（昭和 48）年に 76 歳で亡くなっている。1957 年まで東京大学で民法を担当し、周知のように、学界・実務に大きな影響を与え、その代表的な教科書である『民法講義』は、現在でも多くの教科書等において引用されている。また、戦後の家族法改正をはじめ多くの立法作業に関与しており、その民法学への影響は計り知れないものがある。その評伝も少なくないが、特に大正デモクラシー（1910 年～20 年頃）の時代思潮の影響に焦点を当てつつ、膨大な史料を渉猟した研究は、独創的なものであり、学術的にも大きな意義を持っている。

本論文の概要について、以下に述べる。

第Ⅰ章（序章）では、日本民法学史の時代区分と、民法学者の世代区分は必ずしも合致しないことから、まず日本民法学の時代区分に関する従前の学説を整理した後、本論文の考察対象である我妻栄が、いずれの時代にいかなる業績を残したかを概観している。

第Ⅱ章から第Ⅶ章までは、我妻栄の幼年時代から助教授時代までの人格と学問形成過程を追跡することで、「我妻法学」の素地・背景を明らかにしている。

すなわち、第Ⅱ章（幼年時代 1897 年-1903 年）では、我妻の郷里である山形・米沢の風土と我妻家の家庭環境が彼の学問形成に与えた影響について考察している。

第Ⅲ章（小学校時代 1903 年-1909 年）では、我妻の小学校時代のエピソードについて、母や恩師・赤井運次郎との関係で検討している。

第Ⅳ章（中学校時代 1909 年-1914 年）では、我妻の中学校時代のエピソードについて、中学校の英語教師であった父との関係で検討している。

第Ⅴ章（高等学校時代 1914 年-1917 年）では、我妻が進学した第一高等学校の同級生たち（岸信介・金田一他人（おさと）ら）との交流を通じた、我妻の人格の成長過程について検討を加えている。

第Ⅵ章（大学時代 1917 年-1920 年）では、東京帝国大学に進学した我妻が、当初の「官僚」希望から「大学教授」へと志望を変更した過程を、当時の社会情勢との関係で明らかにしている。

第Ⅶ章（大学院・助手・助教授時代 1920 年-1927 年）では、大学卒業後、大学院特選給費学生から助手を経て助教授に就任する時代につき、当時の研究職（法律学分野）のキャリアパスの実態を、同僚たち（中川善之助・平野義太郎・田中誠二ら）との対比で明らかにしている。

終章となる第Ⅷ章では、以上の考察に基づき、「我妻法学」の第 1 期（大正デモクラシー法 1920 年-1931 年）から、第 2 期（戦時体制期 1931 年-1945 年）、第 3 期（終戦後 1945 年-1957 年）、第 4 期（退官後 1957 年-1973 年）までの業績につき、新たな視点から再検討を加え、初期の代表作

「近代法における債権の優越的地位」（1953 年・初出 1929 年）が遺作『法学概論』（1974 年）に連なることや、岸信介首相に対する苦言が「憲法問題研究会」ではなく一高同級生の会合から生まれた事実を明らかにしている。

本論文は、いわゆる法解釈学に関する論考ではないものの、学校制度などにも及ぶ、我妻に関連する様々な史料を検証した史料集的な価値を持っているほか、序章で述べられている日本民法学の時代区分や、第Ⅶ章・第Ⅷ章における我妻の業績と時代背景に関する叙述は、我妻の業績の、さらに、民法学全体の、より深い理解や理解の見直しに繋がる可能性がある。たとえば第Ⅶ章では、のちに多くの論者によって検討対象となった「私法の方法論に関する一考察」（1926 年）について、「ヴェーバーにおおむね依拠して概念法学擁護の立場に立ち、もって師・鳩山秀夫の学風を承継する旨を宣言した作品である」と述べ、また、小括において、従来の我妻研究が、法哲学者シュタムラーの影響やヴェーバーが自由法論の排撃者である事実を軽視していることを指摘する。また、第Ⅷ章において、我妻の終生の研究テーマである「資本主義の発達に伴う私法の変遷」を取り扱った「近代法における債権の優越的地位」が、予定されていた最後の章が執筆されなかったためにその位置づけが不明瞭となっている『法学概論』へと繋がっていることを指摘している。

このような叙述は、日本法制史という観点だけでなく、法解釈学的な観点からも、高く評価されるものである。申請者は令和 6 年度末で九州大学を退職する予定ではあるが、今後も新たな資料が発見される可能性もあり、さらなる研究の進展・充実に期待したい。

令和 7 年 1 月 21 日に実施した公聴会における質疑に対する応答も満足すべきものであり、協議の結果、論文調査委員全員の一致により、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断した。

学力確認の結果の要旨及びその担当者

氏名 七戸 克彦

学力確認担当者

主査	九州大学教授	田中 教雄
副査	九州大学教授	小池 泰
副査	九州大学准教授	山口 道弘

学力確認の方法

学歴、職歴及び研究歴により確認した。
(九州大学学位規則第19条第3項適用)

学力確認の結果の要旨

上記学位申請者の、学歴、職歴及び研究歴（別紙参照）について調査した結果、博士課程を終えて博士の学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確認した。